

環境配慮契約の締結実績の概要

国立大学法人浜松医科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成29年度における環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成29年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務並びに産業廃棄物処理に係る契約のうち、下記のとおり環境配慮契約を締結した。

○建築物に関する契約

平成29年度においては、本学では1件の建築物に関する大規模な改修工事に係る契約について、再生可能資材の選定、環境負荷の低減、自然エネルギーの有効活用等の拝領に対する環境配慮型プロポーザル方式を実施した。

○産業廃棄物処理に係る契約

平成29年度においては、本学では3件の産業廃棄物処理に係る契約について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮に対する評価及び優良認定に対する評価等を取り入れた裾切り方式による入札を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。

○学内の契約担当部署に対して、環境配慮契約に関する周知を図った。